

令和3年4月1日

寮生及び寮生保護者の皆様へ

宇部工業高等専門学校

寮務主事 松野 成悟

宇部高専学寮「白鳥寮」における新型コロナウイルス感染症への対応方針について

全国で新型コロナウイルス感染症の継続的な感染が確認されている状況に鑑み、寮生の安全確保と感染防止を最優先に考え、下記の対応方針にもとづいて令和3年度も引き続き学寮を運営します。

厚生労働省が公表した「新しい生活様式」においても「3密」（密集、密接、密閉）の回避が含まれておりますが、学寮における生活は、3密の条件のいずれにも該当する恐れがあります。このような環境においても感染者を出さない、広げないため、可能な限り配慮した上で寮を運営して参ります。そのためには全寮生並びに保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。新型コロナウイルス感染症が収束するまでは制限された不自由な生活を余儀なくされることとなりますが、自分が感染しない、自分から他人に感染させないということを念頭に置き、生活をする必要がございます。

新型コロナウイルス感染症に関する状況は日々変化しており、それに応じて対応方針も随時更新して参りますので、寮生の皆さんにおかれましては、対応方針に従い、安全確保と感染防止に努めていただくとともに、保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【基本方針】

学寮の生活において、3密（密集、密接、密閉）の回避、手洗いや消毒などの衛生管理、不要な外出や人との接触を避けるなどの行動管理及び検温などの健康観察を行うことにより、寮生の安全確保と感染防止に努める。

【当面の運営方針について】

以下の方針に従えない場合は、退寮処分または違反点数を付けます。

【1】帰寮について

1-1 帰寮時に持参するモノ

- ① 体温計
- ② マスク
- ③ 内履き（サンダル、スリッパ等）
- ④ 行動記録表

1-2 帰寮日に確認する事項

- ① 帰寮時（帰寮予定日から遡及して14日間を目安）に、風邪症状、発熱、息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）があった場合は症状が回復するまで入寮を延期してもらいます。
- ② 帰寮時に、寮生が濃厚接触者となった場合は、入寮を延期し、保健所の指導に従い自宅等において14日間の経過観察を行なっていただきます。経過観察後、異常がなければ入寮を許可します。
- ③ 帰寮時に、寮生が感染者と判定された場合は、帰寮を延期し、保健所や行政機関の指示に従ってください。

【2】寮棟・居室について

- ① 3人部屋は2人（以下）部屋として運用します。
- ② E棟・F棟の2人部屋には、間仕切りカーテン（寮で準備します）を設置し、常時仕切ります。ベッドなどの備品は、必ず既定の配置に戻してください。互いのベッドや机を隣り合わせにするなどして指導に従わない場合は退寮を勧告します。
- ③ B棟の寮室は可能な範囲で1人部屋として運用しますが、2人部屋として運用する場合には間仕切り（寮で準備します）を設置します。
- ④ 全棟で土足厳禁とし、土足での入棟を禁止します。1年生は共通内履きを、2年生以上は各自でサンダルや上靴などの内履きを用意してください。必ず各棟の入口で内履きに履き替えてから棟内に入ってください。下駄箱は各棟の入口に設置してあります。内履きで棟外に出ることは厳禁です。
- ⑤ 居室は各自で適宜換気してください。換気の際には窓だけではなく、部屋のドアも少し開けて空気の流れを作るようにしてください。
- ⑥ 寮室のドアノブを各自で消毒液や除菌シートなどを用いて一日に一回以上消毒してください。

【3】食堂について

- ① 着席できる座席数を減らし、間隔を空けることで同時に食事する人数を制限します。
- ② 対面に飛沫が飛ばないようにテーブルに飛沫防止のプレートを設置します。
- ③ 通常、バイキングスタイルで提供されているごはん、みそ汁などは、当面の間は食堂の方が盛り付けたものを受け取る形式とします。
- ④ 会話は控えて速やかに食事を摂り（20分程度）、次の人に席を空けるようにしてください。
- ⑤ 低学年と高学年で食事時間の目安を設定します。授業、実験や部活動等でやむを得ない場合を除き、時間を厳守してください。

朝食：区分けなし

昼食：11:55～12:20（3年生以上） 12:20～12:50（1，2年生）

夕食：17:50～18:50（3年生以上） 18:50～19:50（1，2年生）

【4】入浴について

入浴時間を16時から21時30分とします。学年ごとの交替制にするなど、同時利用者数を制限します。なお、暫定的に休日は13時から開放しますので、希望がある場合は寮務室へ申し出てください。ただし、16時以前に利用する場合はシャワーのみとしてください。マナーが悪い場合は、日中の開放ができなくなりますので注意して利用してください。

16時30分～19時（1～3年生） ※16時から30分間は準備時間

19時～21時30分（4年生以上） ※21時30分から30分間は清掃時間

【5】その他、寮生活について

5-1 朝検温・夜点呼について

① 毎朝検温を行い、さくら連絡網にて記録してください。発熱がある場合は登校できません。

・朝検温 6時～8時40分 の間に入力してください。

※検温を行わない場合や、寮外での報告、虚偽の申請を行った場合は安全対策を怠り、全寮生を危険に陥れる行為とみなし、即刻、退寮指導の対象とします。また、未入力があった場合は巡回の対象とします。

・夜点呼は通常通り実施してください。

② 休日も帰省しない場合には検温点呼を実施します。

③ 門限は、20時30分とします。

※不要不急の外出を控えていただくことが目的となります。特殊事情のある場合には都度検討しますので必ず事前に延刻届けを提出してください。なお、アルバイトによる申し出には対応しません。

④ 門限後に無断外出した場合は退寮を勧告します。

※卒業研究等、特殊事情のある場合には都度検討しますので、必ず事前に延刻届を提出してください。

5-2 アルバイトについて

① アルバイトは禁止します。（発覚した場合は退寮を勧告します）

② 家庭の経済事情で特別に必要な場合は相談してください。

5-3 帰省・外出について

① 開寮期間中の帰省は原則認めません。週末でも不要不急の帰省は控えてください。特殊事情がある場合は、必ず事前に寮務室から帰省願いを受け取り、寮務主事の許可を得てください。なお、やむを得ず帰省する場合は、当該期間中の行動を「行動記録表」に記入し、帰寮時に提出してください。

② 不要不急の外出はなるべく控えてください。外出する場合も人混みをできるだけ避けるようにしてください。

③ 外出時や寮内ではマスクを着用してください。マスクは各自で準備してください。

5-4 その他、感染防止の観点から当面禁止する事項

- ① 自室に他の寮生を立ち入らせないこと。また、自室以外の寮室への立ち入りを禁止します。
- ② 通学生を寮内に入れることは禁止します。※通学している寮生も無断で寮内に入らないでください。寮内に用事がある場合は、必ず寮務室で許可を得てください。
- ③ 保護者の入棟は、事情に応じて認めますが、必ず寮務室までお声がけください。面会簿への記載と非接触式体温計による体温確認をさせていただきます。発熱（37℃以上を目安）があった場合は、面会及び寮棟内への立ち入りをお断りします。
- ④ 補食室及び学習室は3名までの利用とします。
- ⑤ 合同勉強会は、当面の間中止します。

5-5 消毒について

- ① 寮棟に入る時は、各棟入口付近に設置してある手指消毒剤による手指衛生を行ってから入棟してください。その他の場合でも手指消毒剤は積極的に利用してください。
- ② 通常の感染症予防（流水と石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、うがい、マスク等の咳エチケット）を徹底してください。

【6】体調不良者、感染者が出た場合の対応

6-1 発熱時の対応について

- ① 発熱、風邪症状など体調不良を感じた場合は直ちに寮務室へ電話で報告してください（☎0836-35-4979）。
- ② 各居室や療養室での待機措置をとり、保健室等と連携しながら病院の受診などを考えます。
- ③ 発熱があった場合または咳などの比較的軽い風邪の症状でも続く場合は、保護者に連絡し迎えをお願いした上で帰宅してもらいます。
- ④ 体調不良などで学校を休んだ場合も保護者に連絡し迎えをお願いした上で帰宅してもらいます。

6-2 寮生及び寮学校関係者に感染者が発生した場合

- ① 寮生に感染者が発生した場合、保健所などの指示を仰ぎ、閉寮を含めた措置を検討することとなります。
- ② 学内に感染者が発生した場合も同様の措置を検討することとなります。

ここに記載されていないルールについては、寮生手帳のとおりです。また、記載がない場合でも関係教職員の指示に従ってください。

以上、様々なお願いをいたしますが、これでも安全を確約できないというのが実情です。寮生一人ひとりが新型コロナウイルス感染症への防御策を講じ、絶対に学寮からは感染者を出さないという気持ちで寮生活を送ってほしいと思います。寮生並びに保護者の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

特別運営違反点数一覧

通常の違反点数規定に加え、当面の間、下記の行為があった場合はその内容に応じて退寮勧告または違反点数を科します。その他のルールについては、寮生手帳のとおりです。

1. 退寮勧告とする違反行為

違反行為	対応・その他
無断アルバイト	
寮外の人（通学生含む）の連れ込み ※寮生でも帰寮していない人は通学生扱い	保護者のみ寮務室で許可をとれば可 通学している寮生が寮に入る場合は寮務室に届け出ること
門限後の無断外出	20:30～7:20 研究等でどうしても必要な場合は、必ず事前に延刻届けを提出すること
複数人部屋の指定レイアウト変更	間仕切りカーテンの無断開放または取り外しも禁止。レイアウト変更をしていなくても、近接して生活しないこと。

2. 点数制を適用する違反行為

違反行為	違反点数	対応・その他
棟内に土足で立ち入り	10	
点呼無断欠席	5	
門限違反（無断）	10	点呼ボードの下げ忘れに注意 研究等でどうしても必要な場合は、必ず事前に延刻届けを提出すること
他人の寮室への立ち入り	20	自室に他室の寮生を連れ込んだ場合も同様
4人以上での補食室利用	10	注意しても解散しない場合
指定入浴時間帯違反	2	あらかじめ指定された時間帯以外に利用した場合
指定食事時間帯違反	2	あらかじめ指定された時間帯以外に利用した場合

3. 労働奉仕（減点なし）を適用する違反行為

違反行為	違反回数	対応・その他
検温入力忘れ	5	5回の検温忘れにつき、1回の労働奉仕（除草作業や清掃など。違反点数の減点はなし）を適用する。 指定した労働奉仕に参加しなかった場合は違反点数5点を適用する。

